

2020 年度  
環境省請負業務

## 令和 2 年度サステナビリティ・リンク・ローン等モデル創 出に向けたモデル事例のグリーンローン及びサステナビリテ ィ・リンク・ローンガイドライン適合性確認等業務

(芙蓉総合リース株式会社によるサステナビリティ・リンク・ボンド)

# 発行前報告書

2020 年 11 月

株式会社日本格付研究所

イー・アンド・イー ソリューションズ株式会社

## 目次

1	本適合性確認等業務の背景、目的.....	1
2	環境省 GL・SLL ガイドラインへの適合性等 ～要約・結論～.....	3
3	発行体及び債券の概要.....	5
3.1	発行体の概要.....	5
3.2	債券の概要.....	5
4	芙蓉総合リースのサステナビリティ戦略.....	6
4.1	経営理念.....	6
4.2	中期経営計画.....	6
4.3	CSR の考え方.....	8
4.4	重要な取り組み課題（マテリアリティ）.....	9
4.5	サステナビリティ推進体制.....	11
4.6	SPTs の位置付け.....	11
5	適合性確認の枠組み.....	16
6	GL・SLL ガイドライン及び SLBP への適合性確認.....	20
6.1	発行体の包括的な社会的責任に係る戦略と SPTs との関係.....	20
6.2	SPTs の設定と発行体のサステナビリティの改善度合の測定.....	21
6.3	レポートニング.....	25
6.4	レビュー（外部機関によるレビュー）.....	26
7	適合性確認機関.....	28

## 1 本適合性確認等業務の背景、目的

地球温暖化対策や自然資本の劣化の防止に資する企業等の事業活動に対し、民間資金を導入するための有効な枠組みの一つとして、2019年3月に「サステナビリティ・リンク・ローン原則」が策定された。これは、借り手となる企業等のサステナビリティ経営の高度化を、コーポレート・ファイナンスと結びつけた枠組みである。

「サステナビリティ・リンク・ローン」（以下、「SLL」という。）は、企業等の借り手が野心的なサステナビリティ・パフォーマンス・ターゲット（以下、「SPTs」という。）を達成することを奨励するローンであり、近年では国際的に活発になってきている。また、SLLと同様のフレームワークによる「サステナビリティ・リンク・ボンド」（以下、「SLB」という。）の発行事例も出始めている。パリ協定で掲げられた2℃目標や、国連持続可能な開発サミットで掲げられた持続可能な開発目標（以下、「SDGs」という。）といった国際目標の達成に向け、民間資金を大量に導入していく必要がある中で、我が国におけるSLLやSLBの普及は、海外と比べて十分とは言えないのが現状である。

環境省は、2020年3月に「グリーンローン及びサステナビリティ・リンク・ローンガイドライン2020年版」（以下、「GL・SLLガイドライン」という。）を策定した。そして、特に環境面でモデル性又は先駆性を有すると考えられ、かつGL・SLLガイドラインに適合する、SLL若しくはこれに準ずるSLB又は新たな資金調達手法（以下、総称して「SLL等」という。）の事例を情報発信すること等を通じて、SLL等を国内でさらに普及させることを目的として、「令和2年度サステナビリティ・リンク・ローン等モデル創出事業」（以下、「モデル創出事業」という。）を実施することとした。

グリーンローン（以下、「GL」という。）とは、企業や地方自治体等が、国内外のグリーンプロジェクトに要する資金を調達する際に用いられる融資であり、具体的には、①調達資金の用途がグリーンプロジェクトに限定され、②調達資金が確実に追跡管理され、③それらについて融資後のレポーティングを通じ透明性が確保された融資である。

SLLとは、借り手が野心的なSPTsを達成することを奨励するローンであり、具体的には、①借り手の包括的な社会的責任に係る戦略で掲げられたサステナビリティ目標とSPTsとの関係が整理され、②適切なSPTsを事前に設定してサステナビリティの改善度合を測定し、③それらに関する融資後のレポーティングを通じ透明性が確保されたローンである。SLLはGLと異なり、調達資金の融資対象が特定のプロジェクトに限定されず、一般事業目的に使用されることが多い。

SLBとは、発行体がサステナビリティ/ESG目標を達成するかどうかで条件の変化する債券であり、その意味で発行体は、期間内での持続可能性に係る成果の将来的な改善を約束している。

SLB は、将来を見据えた実績連動型の金融商品である。サステナビリティ/ESG 目標は、重要な評価指標（以下、「KPI」という。）によって測定され、SPTs によって評価される。

その他、先進的工夫のある環境に資する金融商品についても、モデル創出事業の対象となる。

環境省の請負業者である株式会社日本格付研究所及びイー・アンド・イー ソリューションズ株式会社は、SLL等のモデル創出に向けて、環境省が公募で選定した事例のGL・SLLガイドラインへの適合性確認等を目的として、本業務を実施する。

## 2 環境省 GL・SLL ガイドラインへの適合性等 ～要約・結論～

本発行前報告書は、芙蓉総合リース株式会社（以下、「芙蓉総合リース」という。）が SLB として発行する債券（以下、「本債券」という。）に対し、環境省の GL・SLL ガイドライン及び国際資本市場協会（以下、「ICMA」という。）の SLB 原則（以下、「SLBP」という。）への適合性を確認したものである。

芙蓉総合リースは、共有価値の創造（以下、「CSV」という。）を経営の軸に据え、事業を通じた社会課題の解決を推進している。

中期経営計画「Frontier Expansion 2021」（2017 年度～2021 年度）では、特に注力する 6 つの「戦略分野」を設定し、各分野で SDGs に代表される社会課題の解決を目指している。例えば「エネルギー・環境」では、「RE100」への参加を通じた自社グループ事業消費電力の再生可能エネルギー化に加え、ビジネスを通じた脱炭素社会推進への 3 つの貢献を掲げている。その 1 つは「再生可能エネルギー関連インフラの普及推進」であり、「芙蓉 再エネ 100 宣言・サポートプログラム」や「芙蓉 ゼロカーボンシティ・サポートプログラム」といった、特色のある優遇ファイナンスプログラムを立ち上げている。

また、芙蓉総合リースは、SDGs 等をもとに 6 つの「重要な取り組み課題（マテリアリティ）」を特定し、「気候変動問題と再生可能エネルギーへの対応」をその 1 つに位置づけている。そして、同課題に係る取り組みテーマとして、「芙蓉リースグループの事業消費電力の再生可能エネルギー化」や、「金融サービス提供を通じた再生可能エネルギー普及等の支援」等を設定している。

本債券で設定された SPTs は、芙蓉総合リースの中期経営計画及びマテリアリティに係る目標である。

### 【発行条件と連動する SPTs】

- ① 2024 年 7 月までにグループ消費電力の再生可能エネルギー使用率を 50%以上とする。
  - ② 2024 年 7 月までに「芙蓉 再エネ 100 宣言・サポートプログラム」及び「芙蓉 ゼロカーボンシティ・サポートプログラム」の累計取扱額を 50 億円以上とする。
- ※2024 年 7 月の判定時点において SPTs のいずれかが未達の場合、2024 年 12 月利払いより+0.10%（予定）のクーポンステップアップを行う。

### 【発行条件と連動せず、2025 年以降モニタリング対象となる SPTs】

- ③ 2024 年 7 月までに達成した SPTs はその後償還期限まで維持する。

※維持状況について、第三者評価機関から限定的検証報告書を毎年10月に取得し開示する。SPTs達成後、期中において予期しえない状況により、再生可能エネルギー使用率50%以上の維持が一時的に困難になった場合、上記検証報告を通じ、維持困難となった状況の説明と今後の改善策について投資家に開示する。

芙蓉総合リースは、RE100への参加にあたり、自社グループの事業消費電力の再生可能エネルギー率を2030年までに50%、2050年までに100%にするという目標を設定した。本債券のSPT①では、当該中間目標達成を2024年7月に前倒ししている。RE100に参加している国内リース会社は同社のみであることに加え、本債券では目標スケジュールが前倒しとなっており、同業他社との比較において野心的な取り組みである。また、SPT①の達成に向けて2つの特徴（特定の建物に限定されない汎用性、トラッキング付非化石証書の活用による拡張性）を備えた新たな手法を取り入れ、ビルオーナーの場合と比較して自ら取り組むことが難しいテナントにおける新たな選択肢を創出することで、現在国内で課題となっている「テナントの再エネ化」が実現・普及する端緒となり得る点は有意義である。

一方、本債券のSPT②では、既存の「芙蓉 再エネ100宣言・サポートプログラム」と新規の「芙蓉 ゼロカーボンシティ・サポートプログラム」に対し、既存プログラムの取扱実績に比して野心的な高い水準の新規目標を設定している。「芙蓉 ゼロカーボンシティ・サポートプログラム」は、同社が環境省のゼロカーボンシティ政策への貢献を目指して新たに策定したものであり、多様なサービスと幅広い顧客関係を有するリース会社として同プログラムを戦略的に展開することで、初期投資を抑えつつ脱炭素の取り組みを進める上での新たな選択肢を企業や自治体に提供する、有意義な取り組みである。

以上より、本債券のSPTsは、GL・SLLガイドラインで期待される「野心的かつ有意義なもの」である。本債券は、達成したSPTsが償還期限まで維持され、その維持状況に係る外部機関の年次レビューが投資家に開示予定である等、その他のGL・SLLガイドライン及びSLBP上の要件も満たしており、今後の国内におけるSLL等の普及に向けた先駆的なモデル事例であると言える。

### 3 発行体及び債券の概要

#### 3.1 発行体の概要

芙蓉総合リースは、1969年に富士銀行（現：みずほ銀行）、丸紅飯田（現：丸紅）を中心とした芙蓉グループ6社の共同出資により設立され、2004年に東京証券取引所市場第一部に上場した。情報関連機器等のリース及び割賦販売業務、金銭貸付等の金融業務、不動産リース、各種コンサルティング業務等の事業を展開している。

#### 3.2 債券の概要

本債券の概要は、以下の通りである。

名称	発行額	発行日	償還日
芙蓉総合リース株式会社第27回無担保社債（社債間限定同順位特約付） （サステナビリティ・リンク・ボンド）	100億円 （予定）	2020年12月 （予定）	2027年12月 （予定）

#### 【発行条件と連動する SPTs】

- ① 2024年7月までにグループ消費電力の再生可能エネルギー使用率を50%以上とする。
  - ② 2024年7月までに「芙蓉 再エネ100宣言・サポートプログラム」及び「芙蓉 ゼロカーボンシティ・サポートプログラム」の累計取扱額を50億円以上とする。
- ※2024年7月の判定時点において SPTs のいずれかが未達の場合、2024年12月利払いより+0.10%（予定）のクーポンステップアップを行う。

#### 【発行条件と連動せず、2025年以降モニタリング対象となる SPTs】

- ③ 2024年7月までに達成した SPTs はその後償還期限まで維持する。
- ※維持状況について、第三者評価機関から限定的検証報告書を毎年10月に取得し開示する。SPTs 達成後、期中において予期しえない状況により、再生可能エネルギー使用率50%以上の維持が一時的に困難になった場合、上記検証報告を通じ、維持困難となった状況の説明と今後の改善策について投資家に開示する。

## 4 芙蓉総合リースのサステナビリティ戦略

### 4.1 経営理念

芙蓉総合リースの経営理念は、以下の通りである。

- リース事業を通じて企業活動をサポートし、社会の発展に貢献する。
- 顧客第一主義に徹し、最高のサービスを提供する。
- 創造と革新を追求し、株主・市場から評価される企業をめざす。
- 自ら考え積極的に行動する社員を育て、働き甲斐のある職場を創る。

### 4.2 中期経営計画

芙蓉総合リースは、2017年3月に中期経営計画「Frontier Expansion 2021」（2017年度～2021年度）を策定した。コーポレートスローガンである「前例のない場所へ。」の実践を通じた新しいビジネス領域やビジネスモデルへのたゆまぬ挑戦により、事業ポートフォリオのフロンティアを拡大し、国内リース事業を取り巻く環境が大きく変化していく中でも、力強く持続的に成長する企業グループを目指している。



図1 中期経営計画 ビジョン<sup>1</sup>

中期経営計画「Frontier Expansion 2021」は、主に営業面を中心とした「ビジネス戦略」と、ビジネス戦略を支える経営基盤の強化を中心とした「マネジメント戦略」からなる。ビジネス戦略では、6つの「戦略分野」と4つの「コア分野」<sup>2</sup>を設定した上で、各々戦略と方針を策定している。また、マネジメント戦略として、「フロンティア拡大に伴う新たなリスクへの対応力強化」、「コーポレート機能強化及び生産性向上」、「芙蓉リースのグループカ発揮のためのガバナンス体制の強化」を設定している。そして、ビジネス戦略とマネジメント戦略を土台とした3つの戦略軸により、「Frontier Expansion 2021」の実現を目指している。

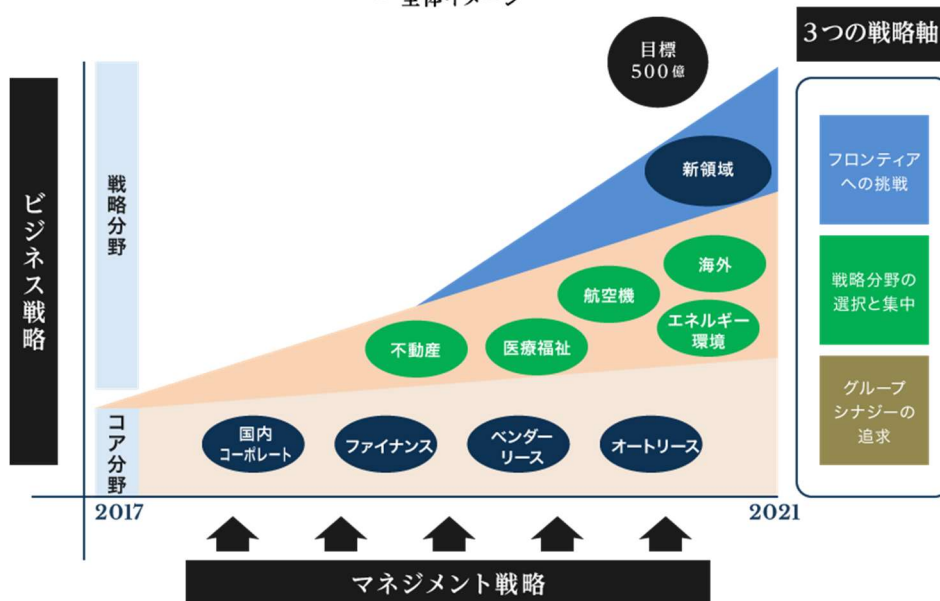
<sup>1</sup> 出典：芙蓉総合リース株式会社 ウェブサイト

<sup>2</sup> 従来「コア分野」の1つとしていたオートリースは、新たな成長が見込まれるフロンティア（新領域）として、モビリティビジネスに位置付けを変更している。



## 経営計画「Frontier Expansion 2021」

～ 全体イメージ



戦略分野の1つである「エネルギー・環境」では、気候変動への対応として、まず同社グループ自らが温室効果ガス削減に向けて大きく取り組みを進めていく必要があると認識し、2018年に国内の総合リース会社として初めて「RE100」に参加した。RE100は、事業活動で消費する電力を全て再生可能エネルギーで賄うことを目指す、国際的な企業イニシアティブである。更に、ビジネスを通じた脱炭素社会推進への貢献を目指し、3つの柱に係る取り組みを積極的に行っている。

### 再生可能エネルギー転換に向けた取り組みの全体像



<sup>3</sup> 出典：芙蓉総合リース株式会社 ウェブサイト

<sup>4</sup> 出典：芙蓉総合リース株式会社 ウェブサイト

### 4.3 CSR の考え方

芙蓉総合リースは、経営理念に基づき、様々な社会的要請に応える CSR 活動を実践している。その実践にあたっては、社会課題の解決を通じて企業の持続的な成長を実現する CSV の概念を重視し、社会的価値と経済的価値を両立させる取り組みに注力している。同社グループには、リース事業で培ってきたファイナンスのノウハウだけではなく、医療・福祉、エネルギー・環境、BPO（Business Process Outsourcing）、モビリティビジネスといった様々な分野における強みがある。それらを組み合わせることで、グループ一丸となって事業を通じた社会課題の解決を目指している。

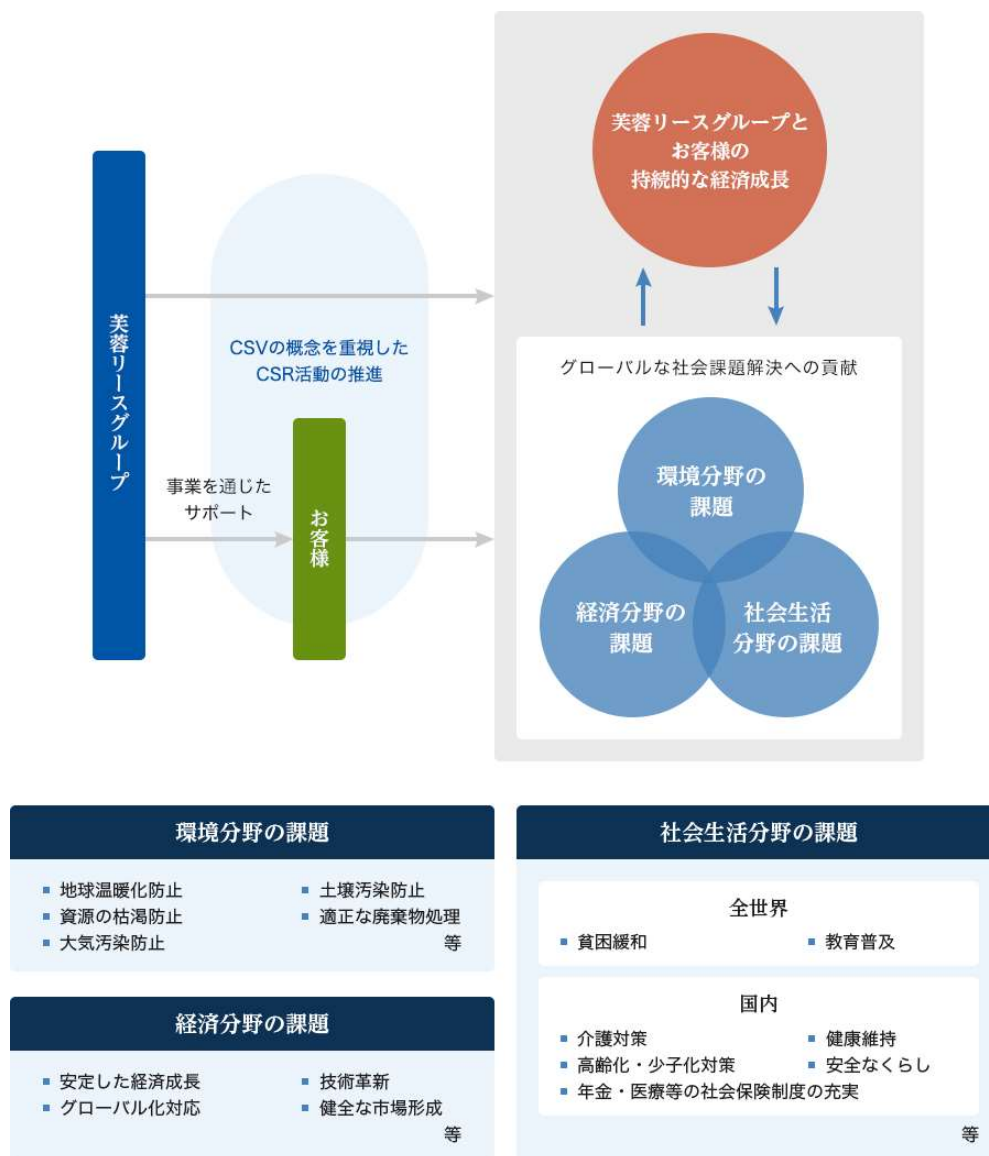


図4 事業を通じた社会への貢献<sup>5</sup>

<sup>5</sup> 出典：芙蓉総合リース株式会社 ウェブサイト

#### 4.4 重要な取り組み課題（マテリアリティ）

芙蓉総合リースは、持続可能な社会の実現に向けて、国連の提唱するSDGs等を参考に社会・ステークホルダーへの影響を踏まえた上で、同社グループの事業を通じて解決を図ることができる課題を、「重要な取り組み課題（マテリアリティ）」として特定している。マテリアリティへの取り組みを通じて、社会と企業との共有価値を高め、豊かで持続可能な社会づくりに貢献することを目指している。

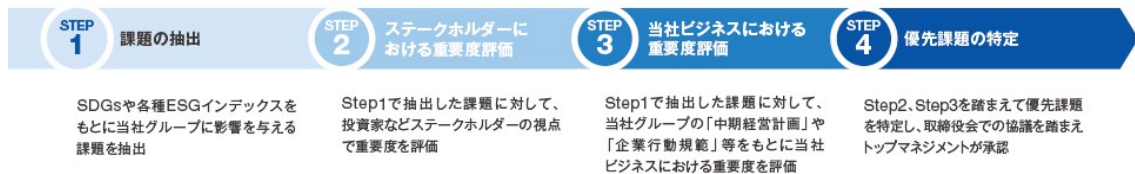


図5 マテリアリティの特定プロセス<sup>6</sup>

芙蓉総合リースは、上記のマテリアリティ特定プロセスを経て、6つのマテリアリティと、重要度が高い戦略的なSDGsとして、目標3「すべての人に健康と福祉を」、目標5「ジェンダー平等を実現しよう」、目標7「エネルギーをみんなに そしてクリーンに」、目標8「働きがいも経済成長も」、目標11「住み続けられるまちづくりを」、目標12「つくる責任 つかう責任」、目標13「気候変動に具体的な対策を」を特定している。また、特定した6つのマテリアリティに対して、それぞれ複数の取り組みテーマを定め、KPI及び目標を設定している。



図6 芙蓉リースグループのマテリアリティ<sup>7</sup>

<sup>6</sup> 出典：芙蓉リースグループ 統合報告書 2020

<sup>7</sup> 出典：芙蓉総合リース株式会社 ウェブサイト

表 1 マテリアリティと取り組みテーマ<sup>8</sup>

重要な取り組み課題 (マテリアリティ)	取り組みテーマ
気候変動問題と 再生可能エネルギーへの対応	再生可能エネルギーの供給拡大
	芙蓉リースグループの事業消費電力の再生可能エネルギー化
	金融サービス提供を通じた再生可能エネルギー普及等の支援
	先端再エネ関連技術の普及推進
健康と福祉の推進	医療及び介護・福祉サービスへのアクセスの拡大
	医療機関経営のサポート
	先端医療技術の普及推進
安全で暮らしやすい 街づくりと輸送手段の提供	環境に配慮した都市空間、居住空間の拡大
	安価で大量・安全・迅速な移動拡大への貢献
経済成長と働きがいの実現	リース事業を通じた企業活動のサポート、社会発展への貢献
	企業経営の効率化、人手不足解決、働き方改革への対応
循環型社会構築への貢献	リース終了物件などに対する3R(リデュース、リユース、リサイクル)の推進
	適正な廃棄処理による環境負荷の軽減
ダイバーシティと 働き方改革	女性の活躍推進、多様な強みを持つ人材の育成
	効率的で生産性の高い働き方への改善
	ワーク・ライフ・バランスの推進
	従業員の働きがいの向上

<sup>8</sup> 出典：芙蓉リースグループ 統合報告書 2020

---

#### 4.5 サステナビリティ推進体制

芙蓉総合リースは、「芙蓉リースグループ 統合報告書 2020」の内容につき、経営企画部 CSV 推進室が関係部門と調整のうえ社長と協議し、経営会議及び取締役会に報告している。

2020 年 10 月には、サステナビリティ推進体制として、経営企画部門の担当役員を委員長とする「CSV 推進委員会」を設置し、サステナビリティ目標や KPI 等について同委員会で協議のうえ原案を策定し、経営会議で審議・意思決定のうえ、取締役会に報告する体制を整備した。また、同目標の進捗状況については、同委員会を年 2 回開催する中で KPI 等に基づき管理する予定である。

---

#### 4.6 SPTS の位置付け

##### 4.6.1 サステナビリティ戦略との関連性

芙蓉総合リースは、中期経営計画「Frontier Expansion 2021」において、「戦略分野」の 1 つとしている「エネルギー・環境」につき、「RE100」への参加を通じた自社グループ事業消費電力の再生可能エネルギー化に加え、ビジネスを通じた脱炭素社会推進への 3 つの貢献を掲げている。前者は本債券の SPT①に係る取り組みであり、後者では「再生可能エネルギー関連インフラの普及推進」を貢献の 1 つとして、本債券の SPT②に係る「芙蓉 再エネ 100 宣言・サポートプログラム」及び「芙蓉 ゼロカーボンシティ・サポートプログラム」を立ち上げている。また、同社はマテリアリティの 1 つである「気候変動問題と再生可能エネルギーへの対応」の取り組みテーマとして、SPT①に係る「芙蓉リースグループの事業消費電力の再生可能エネルギー化」や、SPT②に係る「金融サービス提供を通じた再生可能エネルギー普及等の支援」等を設定している。

このように、本債券で設定された SPTs は、芙蓉総合リースの中期経営計画及びマテリアリティに係る目標である。同社は、RE100 への参加にあたり、自社グループの事業消費電力の再生可能エネルギー率を 2030 年までに 50%、2050 年までに 100%にするという目標を設定した。SPT①では、当該中間目標達成を 2024 年 7 月に前倒ししている。また、SPT②では、既存の「芙蓉 再エネ 100 宣言・サポートプログラム」と新規の「芙蓉 ゼロカーボンシティ・サポートプログラム」に対し、既存プログラムの取扱実績に比して高い水準の新規目標を設定している。

##### 4.6.2 自社グループ事業消費電力の再生可能エネルギー化の概要 (SPT①)

芙蓉総合リースは、自社グループの事業消費電力の再生可能エネルギー率を 2030 年までに 50%、2050 年までに 100%にするという目標を掲げているが、本債券の SPT①において

当該中期目標達成を「2024年7月までに再生可能エネルギー50%」に前倒した。目標達成のため、まず自社グループ全体の電力消費量の3割超を占めている本社の消費電力を全て再生可能エネルギーに転換する。一方、本社を含め、同社グループの電力消費地の多くはオフィスビル等のテナントである。一般的に「テナントの再エネ化」は難しいとされているが、目標達成のためにはテナントの対策が必要不可欠である。そのため同社は、「テナントの再エネ化」を実現するための新たな手法の導入を予定している。

テナントは小売電気事業者と直接契約を結んでいないため、一般的に消費電力の再生可能エネルギー化・脱炭素化が難しいとされ、現時点では「グリーン電力証書<sup>9</sup>」もしくは「J-クレジット<sup>10</sup>」の購入が主な手段とされている。テナントへの再生可能エネルギー電気の供給の取り組みは、以前よりいくつか事例があるものの、特定のビルに限定されたものであったり、特定のオーナーによるサービス提供であったりした。そのため、テナント側に再生可能エネルギー電気を使用する意思があったとしても、グリーン電力証書等の購入以外の選択肢が限られるのが実状であった。それに対して、芙蓉総合リースが導入を予定しているスキームは、ビルや小売電気事業者を限定せず、幅広いテナントにおいて利用・応用可能となるものを目指す、新規性且つ汎用性が見込まれるスキームである。

芙蓉総合リースは、小売電気事業者及びビルオーナーと協力し、賃貸ビルにおいて一部テナント（芙蓉総合リースおよび同社グループ企業）のみに再生可能エネルギー電気を供給する取り組みを開始する予定である。本取り組みにおいては、トラッキング付非化石証書<sup>11</sup>を取得し、小売電気事業者からビルオーナー経由でテナント企業に当証書を供給することを予定しており、RE100の基準に合致したスキームとなっている。トラッキング付非化石証書においてトラッキングされる発電所は自社が所有する発電所を予定しており、そこで創出された環境価値を自社テナントの使用分として取得することが可能となるため、将来的なテナント企業による自社消費電源の拡大といった「追加性」が展望できるスキームとなっている。

「テナントの再エネ化」については基本的にトラッキング付非化石証書での実現を図るが、SPT①の目標の達成が困難な場合には「グリーン電力証書」もしくは「J-クレジット」の購入も検討するとしている。なお、トラッキング付非化石証書の調達にかかる費用は芙蓉総合リースが負担する。

---

<sup>9</sup> 再生可能エネルギーによって発電された電気（グリーン電力）の環境価値を証券化して、企業や自治体の間で取引を可能にした制度のこと。

<sup>10</sup> 太陽光発電システムや省エネルギー設備の導入などで減らすことに成功した二酸化炭素の削減量を、「J-クレジット」という形で国が認可し、企業や自治体の間で取引を可能にした制度のこと。

<sup>11</sup> 発電された電気が化石燃料を使用していない「非化石電源」からつくられた電気であることを証明するとともに、発電所の所在地がわかるトラッキング情報を付与した証書のこと。

環境へのネガティブ効果としては、各リース対象設備特有のネガティブな効果（大規模太陽光発電の場合には森林伐採等）が考えられる。今後新たに開発する再エネ発電所の活用を検討する場合には、その規模や立地条件によっては、生態系への悪影響などのネガティブな効果が想定される。そのため、規模が大きい案件については環境アセスメント手続きの確認を行い、環境影響評価書が出された段階でその内容を社内で確認した後、取扱の可否を判断する。環境アセスメント手続きが不要な規模の案件については、専門部署が確認を行った上で取り組み可否を決定する。バイオマス発電については、特に燃料調達面でのトレーサビリティに十分留意した対応が必要となることから、資源エネルギー庁策定の「事業計画策定ガイドライン」等を参考に取扱可否を判断する。なお、パーム油は燃料から除外している。

#### 4.6.3 「芙蓉 再エネ 100 宣言・サポートプログラム」及び「芙蓉 ゼロカーボンシティ・サポートプログラム」の概要（SPT②）

芙蓉総合リースは、2つ目のSPTとして、2019年10月に開始した「芙蓉 再エネ 100 宣言・サポートプログラム」及び2020年10月に開始した「芙蓉 ゼロカーボンシティ・サポートプログラム」の両プログラムにおける累計取扱額を、2024年までに50億円以上とするという目標を設定している。

「芙蓉 再エネ 100 宣言・サポートプログラム」は、RE100参加企業及び再エネ 100 宣言 RE Action<sup>12</sup> 参加企業・団体を対象に、新たに再生可能エネルギー設備・省エネルギー機器・その他環境改善に資する機器（次ページ参照）を導入する際に優遇するファイナンスプログラムである。

新たに開始する「芙蓉 ゼロカーボンシティ・サポートプログラム」は、環境省が推進する「ゼロカーボンシティ」<sup>13</sup>域内での再エネ・省エネ化を推進することを目的としている。具体的には、企業や自治体等がゼロカーボンシティの域内において対象となる機器を導入する際に、優遇したファイナンスを行う。さらに、プログラムを活用した契約より契約額の0.1%相当額を寄付金として拠出し、芙蓉総合リースが同額の上乗せ（マッチング）を行うことで、契約額の計0.2%相当額を自治体や公益財団法人、NPO等の団体に寄付する取り組みとなっている。

---

<sup>12</sup> 企業、自治体、教育機関、医療機関等の団体が使用電力を100%再生可能エネルギーに転換する意思と行動を示し、再エネ100%利用を促進する新たな枠組みのこと。

<sup>13</sup> 2050年までに温室効果ガス又は二酸化炭素の排出量を実質ゼロにすることを目指す旨を、首長自らが又は地方自治体として公表した地方自治体のこと。

「芙蓉 ゼロカーボンシティ・サポートプログラム」の対象機器は、「芙蓉 再エネ 100 宣言・サポートプログラム」と同様である。両プログラムにおいてリース対象となっている、環境改善に資する対象設備・機器は以下の通りである。

①再生可能エネルギー設備

②省エネルギー機器

- ・エコリース促進事業補助制度対象機器
- ・エコリース促進事業補助制度対象以外の機器（エネルギー消費効率等の 10%以上の改善が認められるものに限る。石炭を使用するものは対象外。石炭以外の化石燃料を使用するものは、エネルギー消費効率等の 30%以上の改善が認められるものに限る。）

③再生可能エネルギー設備・省エネルギー機器の他で一定程度グリーン性を有するもの

- ・グリーン購入法適合機器
- ・自動車（EV（電気自動車）、HV（ハイブリッド車）、PHEV（プラグインハイブリッド車）、FCV（燃料電池自動車）が対象。ただし HV・PHEV については、GFEI target<sup>14</sup>に沿った排出基準を満たすものに限る。）

「芙蓉 ゼロカーボンシティ・サポートプログラム」の推進により、環境省が促進するゼロカーボンシティの取り組みをエリアの企業等へ PR する役割を担うとともに、地域の脱炭素への取り組みを掘り起こすことを大きな狙いとしている。また、省エネ・再エネ需要者がイニシャル資金なしで設備導入を進めることが可能となる PPA<sup>15</sup>サービスといったリーススキームによるビジネス展開を図り、プログラム実績のうち有用な事例については顧客の承諾を得た上で成功事例として紹介することや、関係省庁・自治体等との情報共有を行っていくことも検討していくとしている。なお、両プログラムの条件を同時に満たす顧客には、「芙蓉 ゼロカ

<sup>14</sup> GFEI target とは、Global Fuel Economy Initiative によるパリ協定の 2℃目標達成に必要な科学的根拠に基づく閾値のこと。Global Fuel Economy Initiative は、International Energy Agency (IEA)、United Nations Environment Programme (UNEP)、International Transport Forum (ITF)、International Council on Clean Transportation (ICCT)、Institute of Transportation Studies, University of California, Davis、FIA Foundation が、よりクリーンで高効率な乗り物に係る方針策定を行う世界中の政府をサポートするために結成しているイニシアティブであり、2050 年までのゼロ炭素自動車の実現を目指した場合のロードマップを公表している。

<sup>15</sup> PPA (Power Purchase Agreement) は、電気を利用者に売る電気事業者と発電事業者 (SBE など) の間で結ぶ「電力販売契約」の事である。



ーボンシティ・サポートプログラム」を優先して適用し、寄付を希望しない顧客には「芙蓉 再エネ 100 宣言・サポートプログラム」を適用するとしている。

想定されるネガティブ効果のうち、再生可能エネルギーに関する各リース対象設備特有のネガティブな効果については、SPT①で上述した内容と同様である。また、リース契約が満了した物件の処理については、基本的に芙蓉総合リースが責任を持って処理にあたるが、屋根置き太陽光発電設備等撤去が難しい場合は、顧客が適切に廃棄を行うことを前提に、無償で譲渡することもあるとしている。

リース物件は、上述の対象設備・機器に示した中から原則として顧客が選定するが、芙蓉総合リースは対象物件の環境改善効果を十分に検討し、環境改善効果を上回るような深刻な環境への負の影響を及ぼす蓋然性が低いことを専門部署が確認した上で取り組み可否を決定する。このように、環境への負の影響を及ぼす蓋然性が低いことが事前に確認された案件のみリースの対象となるため、環境へのネガティブな効果を軽減するための適切な措置が講じられていると言える。

## 5 適合性確認の枠組み

本発行前報告書では、環境省の GL・SLL ガイドライン及び ICMA の SLBP に基づき、本債券の適合性確認を実施した。

GL・SLL ガイドラインは、GL 及び SLL に期待される事項と具体的対応方法の例を示したものであり、SLL については「借り手の包括的な社会的責任に係る戦略と SPTs との関係」、「SPTs の設定と借り手のサステナビリティの改善度合の測定」、「レポートイング」、「レビュー」の 4 項目にわたり、SLL が備えることを期待する基本的な事項（「べきである」項目）や、採用することを推奨する事項（「望ましい」項目）等が整理されている。しかし、同ガイドラインは貸し手と借り手の商品組成に係る事前協議が前提となっている一方、本発行前報告書の適合性確認対象は公募債であり投資家との発行条件に係る事前調整ができない等、同ガイドラインの「べきである」及び「望ましい」項目の中には、本発行前報告書で確認対象外となるものがある。本発行前報告書では、それらを補足すると共にグローバルな基準との整合性を確保するため、同ガイドラインの「べきである」及び「望ましい」項目に加え、SLBP が 5 項目にわたり定めた主要事項への適合性を確認した。本発行前報告書の「6 GL・SLL ガイドライン及び SLBP への適合性確認」においては、同ガイドラインの「べきである」項目及び SLBP が 5 項目にわたり定めた主要事項を**濃いグリーン**、同ガイドラインの「望ましい」項目を**明るいグリーン**の文字で示している。

本債券の GL・SLL ガイドライン及び SLBP への適合状況及びその確認方法は、以下の通りである。なお、本発行前報告書の適合性確認対象は債券であるため、以降では同ガイドライン上の「借り手」を「発行体」、「貸し手」を「投資家」、「貸出期間」を「償還期間」、「サステナビリティ・リンク・ローン」を「サステナビリティ・リンク・ボンド」に適宜読み替えて記載している。

内 容	GL・SLL ガイドライン /SLBP 項目	適合状況 (確認方法)
<b>1. 発行体の包括的な社会的責任に係る戦略と SPTs との関係</b>		
<b>【包括的な社会的責任戦略と SPTs】</b> 発行体は、自らの包括的な社会的責任に係る戦略に定めているサステナビリティ目標と、その目標が SPTs と整合することを投資家に明確に伝えるべきである。	1	<b>適合している</b> ・ 統合報告書 ・ ウェブサイト ・ 応募書類 ・ ヒアリング
<b>【投資家への事前説明】</b> 発行体は、サステナビリティ目標と、それと SPTs が整合する旨の情報を、持続可能性に関する包括的な目標、戦略、政策等（中期経営計画、サステナビリティに関する包括的な戦略等）の文脈の中に位置付けることが望ましい。	1	<b>適合している</b> ・ 統合報告書 ・ ウェブサイト ・ 応募書類 ・ ヒアリング

内 容	GL・SLL ガイドライン /SLBP項目	適合状況 (確認方法)
<b>【投資家への事前説明】</b> 発行体は、SPTsが準拠しようとする基準又は認証がある場合はそれを開示することが望ましい。	1	適合している ・応募書類 ・ヒアリング
発行体は1つ以上のKPIを設定すること。KPIは発行体の中核となる持続可能性および事業戦略にとって重要であり、産業セクターの関連する環境、社会および/またはガバナンス上の課題に対処し、経営陣の管理下に置かれるべきである。	1 (SLBP)	適合している ・統合報告書 ・ウェブサイト ・応募書類 ・ヒアリング
<b>2. SPTsの設定と発行体のサステナビリティの改善度合の測定</b>		
<b>【SPTsの設定方法】</b> SPTsは、借り手のサステナビリティに係るパフォーマンスを測定するため、取引ごとに、借り手と貸し手の間で交渉し、適切なものを設定するべきである。	2-①	適合性確認対象外
<b>【SPTsの内容】</b> SPTsは、発行体のビジネスにおけるマテリアリティ（重要課題）に関連した野心的かつ有意義なもので、事前に設定するSPTsのベンチマークに関連して発行体のサステナビリティの改善に結びつけられているべきである。なお、野心的かつ有意義なものとは、発行体の企業活動が環境や社会にもたらすポジティブ及びネガティブなインパクトを包括的に捉え、サステナビリティに関連するポジティブなインパクトが大きい、又はネガティブなインパクトを大きく改善させるものであり、達成困難度を踏まえて総合的に判断されるべきである。	2-④	適合している ・統合報告書 ・ウェブサイト ・応募書類 ・ヒアリング
<b>【SPTsの内容】</b> SPTsは、償還期間にわたって適用されるべきである。	2-⑥	適合している ・応募書類 ・ヒアリング
<b>【SPTsの適切性】</b> SPTsは客観性が重要であり、その内容の適切性について、発行体は第三者の意見を求めることが望ましい。	2-⑨	適合している ・応募書類 ・ヒアリング
KPIは以下を満たすべきである。 - 発行体の事業全体に関連性が深く、中核をなし、重要性があるもの、ならびに発行体の現時点および/または将来の事業にとって高い戦略的意義を有するもの - 一貫した方法論に基づいて測定可能または定量可能であるもの - 外部から検証可能であること - SPTの野心的水準の評価を容易にするために、外部の参照値または定義を用いて評価することが可能であること	1 (SLBP)	適合している ・統合報告書 ・ウェブサイト ・応募書類 ・ヒアリング
SPTsは以下の観点から野心的でなければならない： - 各KPIが大幅に改善され、「通常の事業」で達成される水準を超えていることを示す - 可能な場合には、ベンチマークまたは外部の参照値と比較する - 発行体の全体的なサステナビリティ戦略/ESG戦略と合致する - 債券の発行前に(または同時に)設定し、あらかじめ定められたスケジュールに基づいて決定されている	2 (SLBP)	適合している ・統合報告書 ・ウェブサイト ・応募書類 ・ヒアリング

内 容	GL・SLL ガイドライン /SLBP項目	適合状況 (確認方法)
<p>目標設定の実行は、下記のようなベンチマーキング手法の組み合わせに基づくべきである。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>- 発行体自身のパフォーマンスについて、可能な場合、選定された KPI に関する最低 3 年間のトラックレコード、または KPI に関する将来予測</li> <li>- 発行体の同業他社との相対的な位置づけ及び比較(すなわち平均的パフォーマンス、またはベスト・イン・クラスパフォーマンス)、また比較可能であれば業界またはセクターにおける標準レベルとの比較</li> <li>- 科学的根拠の参照、すなわち科学的根拠の体系的な参照、または絶対水準(例:カーボンバジェット)、または国/地域/国際的な公式目標(気候変動に関するパリ協定、ネットゼロ目標、SDGs など)、ベスト・アベイラブル・テクノロジー(BAT)または環境・社会的課題に関連する目標を決定するためのその他の代理指標</li> </ul>	2 (SLBP)	適合している ・応募書類 ・ヒアリング
<p>目標(SPT)設定に関する開示は、以下を明確にすべきである。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>- 目標確認日/期間、トリガー事象及び SPT の頻度を含む、目標達成のためのスケジュール</li> <li>- 妥当な場合には、KPI の改善のために選択され、検証されたベースライン又は参照点、並びに使用されるベースライン又は参照値の根拠(日付/期間を含む)</li> <li>- 必要に応じて、どのような状況でベースラインの再計算や形式的な調整が行われるか</li> <li>- 可能な場合には、競争上の考慮と機密性保持に配慮したうえで、発行体がどのように SPTs の達成をしようとしているのかを開示する。</li> </ul> <p>例えば、自社の ESG 戦略についての説明、ESG ガバナンスと投資および経営戦略をサポートすることなどによって達成する、といった説明が想定される。</p> <p>このような説明には、SPT 達成に向けてパフォーマンスを向上させると期待される主要な要因や活動に着目すること及び各項目の貢献度合いをできる限り定量的に開示すること。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>- また、SPT の性能に影響を与える可能性があるが、発行体が直接的にコントロールできない他の主要な要素</li> </ul>	2 (SLBP)	適合している ・応募書類 ・ヒアリング
<p>SLB の要は、選択された KPI があらかじめ定義された SPT に到達するか否かによって、債券の財務的および/または構造的な特性が変わりうることである。すなわち、SLB は、トリガー事象を含む財務的および/または構造的な影響を含む必要がある。</p>	3 (SLBP)	適合している ・応募書類 ・ヒアリング
<p>KPI の定義および SPT(計算方法を含む)と SLB の財務的および/または構造的な特性の変動の可能性は、債券ドキュメンテーションに含まれるべきである。</p>	3 (SLBP)	適合している ・ヒアリング
<p>SPT を満足するいくつかの方法で計算したり観測したりすることができない場合のフォールバックメカニズムを投資家に説明すること。</p> <p>発行体は、必要に応じて、債券ドキュメンテーションにおいて発生する可能性のある例外的事象(重要な M&amp;A 活動を通じた周辺の著しい変化など)を考慮に入れるための用語、あるいは、KPI の計算、SPT の修正再表示、ベースラインまたは KPI の範囲の暫定的な調整に実質的な影響を及ぼしうる規制環境の劇的な変化を含む極端な事象を考慮に入れることができる。</p>	3 (SLBP)	適合している ・応募書類 ・ヒアリング
<p>SLB には、市場にとってセンシティブと考えられる情報が含まれる可能性があるため、その情報の取扱いは適切に行われる必要がある。</p>	3 (SLBP)	適合している ・応募書類 ・ヒアリング

内 容	GL・SLL ガイドライン /SLBP項目	適合状況 (確認方法)
<b>3. レポーティング</b>		
<b>【投資家への報告及び一般的開示】</b> 発行体は、可能な場合には外部機関による ESG 格付等の SPTs の達成状況に関する最新情報を入手できるように、少なくとも1年に1回以上、投資家に報告するべきである。	3-①	適合している ・応募書類 ・ヒアリング
<b>【投資家への報告及び一般的開示】</b> 発行体は、サステナビリティ・リンク・ボンドであることを表明する場合には、SPTs に関する情報を一般に開示するべきである。	3-②	適合している ・応募書類 ・ヒアリング
SLB の発行体は以下の事項に係るレポーティングを公表すべきであり、容易に入手可能でアクセス可能としておくべきである：  - 適切な場合のベースラインを含む、選択した KPI の性能に関する最新情報 - SPT に対する実績、およびそのような影響が債券の財務上および/または構造上の特徴に及ぼす関連する影響およびタイミングをまとめ、SPT と比較した検証保証報告書 - 投資家が SPT の野心的水準を監視することを可能にするあらゆる情報(例えば、発行体の持続可能性戦略に関する情報の更新、または関連する KPI/ESG ガバナンスに関する更新、より一般的に KPI および SPT の分析に関連するあらゆる情報)	4 (SLBP)	適合している ・応募書類 ・ヒアリング
<b>4. レビュー（外部機関によるレビュー）</b>		
発行体は、サステナビリティ・リンク・ボンドのフレームワークに関し、上記1から3までに記載している事項に係る自らの対応について、客観的評価が必要と判断する場合には、外部機関によるレビューを活用することが望ましい。外部機関は、サステナビリティ・リンク・ローンの参加者に承認されなければならない。	4-(1)①	適合している (参加者による承認は適合性確認対象外) ・応募書類 ・ヒアリング
発行体が外部機関によるレビューを受けた場合には、結果に係る文書等について、投資家に報告するべきである。適切な場合には、外部機関によるレビューについて、ウェブサイト等を通じて一般に開示することが望ましい。	4-(1)⑤	適合している ・応募書類 ・ヒアリング
発行体は、債券の最後の SPT トリガー事象に到達するまで、監査人や環境コンサルタントのような関連する専門家を有する外部評価者による、各 KPI に対する各 SPT のパフォーマンスレベルに対する独立した外部検証(例えば、限定的または合理的な保証)を、少なくとも年1回、また、いずれかの場合において、SLB の財務上および/または構造上の特性の潜在的な調整につながる SPT パフォーマンスの評価に関連する日/期間について、必要に応じて、求めるべきである。	5 (SLBP)	適合している ・応募書類 ・ヒアリング
SPT に対する実績の検証は、公表されるべきである。	5 (SLBP)	適合している ・応募書類 ・ヒアリング

## 6 GL・SLL ガイドライン及び SLBP への適合性確認

### 6.1 発行体の包括的な社会的責任に係る戦略と SPTS との関係

#### GL・SLL ガイドライン 1 【包括的な社会的責任戦略と SPTS】

発行体は、自らの包括的な社会的責任に係る戦略に定めているサステナビリティ目標と、その目標が SPTS と整合することを投資家に明確に伝えるべきである。

本債券で設定された SPTS は、芙蓉総合リースのマテリアリティに係る目標である。この点について、同社は投資家に向けて説明する予定である。

#### GL・SLL ガイドライン 1 【投資家への事前説明】

発行体は、サステナビリティ目標と、それと SPTS が整合する旨の情報を、持続可能性に関する包括的な目標、戦略、政策等（中期経営計画、サステナビリティに関する包括的な戦略等）の文脈の中に位置付けることが望ましい。

本債券で設定された SPTS は、芙蓉総合リースの中期経営計画及びマテリアリティに係る目標である。

#### GL・SLL ガイドライン 1 【投資家への事前説明】

発行体は、SPTS が準拠しようとする基準又は認証がある場合はそれを開示することが望ましい。

芙蓉総合リースは、SPT①において RE100 の再エネ基準に基づくスキーム構築を展望しており、その旨を開示する。

一方、SPT②においては、プログラム対象設備・機器のうち「石炭以外の化石燃料を使用する省エネ機器」に対して、2019 年時点で Climate Bonds Initiative のセクタークライテリアの水準を満たす条件設定を行った。また、ハイブリッド車及びプラグインハイブリッド車は、GFEI target に沿った排出基準を満たすものを対象としている。これらの基準については、同社内の専門部等が充足状況を厳格に判定すると共に、年に 1 回は水準を適宜見直し、第三者評価機関より限定的検証報告書を取得して開示する予定である。

### SLBP 1

発行体は 1 つ以上の KPI を設定すること。KPI は発行体の中核となる持続可能性および事業戦略にとって重要であり、産業セクターの関連する環境、社会および/またはガバナンス上の課題に対処し、経営陣の管理下に置かれるべきである。

本債券で設定された SPTs は、芙蓉総合リースの中期経営計画及びマテリアリティに係る目標であり、同 SPTs に係る KPI も同様である。同 KPI は、2021 年 1 月より CSV 推進委員会にて管理される予定である。

## 6.2 SPTS の設定と発行体のサステナビリティの改善度合の測定

### GL・SLL ガイドライン 2 【SPTS の設定方法】

- ① SPTS は、借り手のサステナビリティに係るパフォーマンスを測定するため、取引ごとに、借り手と貸し手の間で交渉し、適切なものを設定するべきである。

本債券は公募債であり、投資家との発行条件に係る事前調整ができないため、本項は適合性確認対象外である。

### GL・SLL ガイドライン 2 【SPTS の内容】

- ④ SPTS は、発行体のビジネスにおけるマテリアリティ（重要課題）に関連した野心的かつ有意義なもので、事前に設定する SPTS のベンチマークに関連して発行体のサステナビリティの改善に結びつけられているべきである。なお、野心的かつ有意義なものとは、発行体の企業活動が環境や社会にもたらすポジティブ及びネガティブなインパクトを包括的に捉え、サステナビリティに関連するポジティブなインパクトが大きい、又はネガティブなインパクトを大きく改善させるものであり、達成困難度を踏まえて総合的に判断されるべきである。

本債券で設定された SPTS は、芙蓉総合リースの中期経営計画及びマテリアリティに係る目標である。

芙蓉総合リースは、RE100 への参加にあたり、自社グループの事業消費電力の再生可能エネルギー率を 2030 年までに 50%、2050 年までに 100%にするという目標を設定した。本債券の SPT①では、当該中間目標達成を 2024 年 7 月に前倒ししている。RE100 に参加している国内リース会社は同社のみであることに加え、本債券では目標スケジュールが前倒しとなっており、同業他社との比較において野心的な取り組みである。また、SPT①の達成に向けて 2 つの特徴（特定の建物に限定されない汎用性、トラッキング付非化石証書の

活用による拡張性)を備えた新たな手法を取り入れ、ビルオーナーの場合と比較して自ら取り組むことが難しいテナントにおける新たな選択肢を創出することで、現在国内で課題となっている「テナントの再エネ化」が実現・普及する端緒となり得る点は有意義である。

一方、本債券のSPT②では、既存の「芙蓉 再エネ 100 宣言・サポートプログラム」と新規の「芙蓉 ゼロカーボンシティ・サポートプログラム」に対し、既存プログラムの取扱実績に比して野心的な高い水準の新規目標を設定している。「芙蓉 ゼロカーボンシティ・サポートプログラム」は、同社が環境省のゼロカーボンシティ政策への貢献を目指して新たに策定したものであり、多様なサービスと幅広い顧客関係を有するリース会社として同プログラムを戦略的に展開することで、初期投資を抑えつつ脱炭素の取り組みを進める上で新たな選択肢を企業や自治体に提供する、有意義な取り組みである。

以上より、本債券のSPTsは「野心的かつ有意義なもの」である。

#### GL・SLLガイドライン 2 【SPTsの内容】

⑥ SPTsは、償還期間にわたって適用されるべきである。

本債券では、2024年までの目標がSPT①及び②として設定され、達成したSPTsを償還期限まで維持するという目標がSPT③として設定されているため、SPTsは償還期間にわたって適用される。

#### GL・SLLガイドライン 2 【SPTsの適切性】

⑨ SPTsは客観性が重要であり、その内容の適切性について、発行体は第三者の意見を求めることが望ましい。

芙蓉総合リースは、環境省のモデル創出事業に応募し、SPTsの適切性について第三者の意見を求めている。

#### SLBP 1

KPIは以下を満たすべきである。

✓発行体の事業全体に関連性が深く、中核をなし、重要性があるもの、ならびに発行体の現時点および/または将来の事業にとって高い戦略的意義を有するもの

✓一貫した方法論に基づいて測定可能または定量可能であるもの

✓外部から検証可能であること



✓SPT の野心的水準の評価を容易にするために、外部の参照値または定義を用いて評価することが可能であること

本債券で設定された SPTs は、芙蓉総合リースの中期経営計画及びマテリアリティに係る目標であり、同 SPTs に係る KPI も同様である。これらは定量的かつ外部より検証可能であり、特に SPT①は他社比較による野心度評価が可能である。

## SLBP 2

SPT は以下の観点から野心的でなければならない:

- 各 KPI が大幅に改善され、「通常の事業」で達成される水準を超えていることを示す
- 可能な場合には、ベンチマークまたは外部の参照値と比較する
- 発行体の全体的なサステナビリティ戦略/ESG 戦略と合致する
- 債券の発行前に(または同時に)設定し、あらかじめ定められたスケジュールに基づいて決定されている

GL・SLL ガイドライン 2-④の項目で示した通り、本債券で設定された SPTs は、芙蓉総合リースの中期経営計画及びマテリアリティに係る目標であり、野心的かつ有意義なものである。また、同 SPTs は本債券の発行前に設定されている。

## SLBP 2

目標設定の実行は、下記のようなベンチマーキング手法の組み合わせに基づくべきである。

- 発行体自身のパフォーマンスについて、可能な場合、選定された KPI に関する最低 3 年間のトラックレコード、または KPI に関する将来予測
- 発行体の同業他社との相対的な位置づけ及び比較、(すなわち平均的パフォーマンス、またはベスト・イン・クラスパフォーマンス)、また比較可能であれば業界またはセクターにおける標準レベルとの比較
- 科学的根拠の参照、すなわち科学的根拠の体系的な参照、または絶対水準(例、カーボンバジェット)、または国/地域/国際的な公式目標(気候変動に関するパリ協定、ネットゼロ目標、SDGs など)、ベスト・アベイラブル・テクノロジー (BAT)または環境・社会的課題に関連する目標を決定するためのその他の代理指標

本債券の SPT①は、同業他社との比較において野心的な目標である。また、芙蓉総合リースは、RE100 の再エネ基準に基づくスキーム構築を展望している。

一方、SPT②においては、プログラム対象設備・機器のうち「石炭以外の化石燃料を使用する省エネ機器」に対して、2019年時点で Climate Bonds Initiative のセクタークライテリアの水準を満たす条件設定を行った。また、ハイブリッド車及びプラグインハイブリッド車は、GFEI target に沿った排出基準を満たすものを対象としている。これらの基準については、同社内の専門部等が充足状況を厳格に判定すると共に、年に1回は水準を適宜見直す予定である。

## SLBP 2

目標（SPT）設定に関する開示は、以下を明確にすべきである。

- 目標確認日/期間、トリガー事象及び SPT の頻度を含む、目標達成のためのスケジュール
- 妥当な場合には、KPI の改善のために選択され、検証されたベースライン又は参照点、並びに使用されるベースライン又は参照値の根拠(日付/期間を含む)
- 必要に応じて、どのような状況でベースラインの再計算や形式的な調整が行われるか
- 可能な場合には、競争上の考慮と機密性保持に配慮したうえで、発行体がどのように SPTs の達成をしようとしているのかを開示する。

例えば、自社の ESG 戦略についての説明、ESG ガバナンスと投資および経営戦略をサポートすることなどによって達成する、といった説明が想定される。

このような説明には、SPT 達成に向けてパフォーマンスを向上させると期待される主要な要因や活動に着目すること及び各項目の貢献度合いをできる限り定量的に開示すること。

- また、SPT の性能に影響を与える可能性があるが、発行体が直接的にコントロールできない他の主要な要素

本債券の SPTs は、目標値だけでなくスケジュールを含んでいる。これらの情報は、SPTs 達成に向けた新スキームの概要と共に開示される。

## SLBP 3

SLB の要は、選択された KPI があらかじめ定義された SPT に到達するか否かによって、債券の財務的および/または構造的な特性が変わりうることである。すなわち、SLB は、トリガー事象を含む財務的および/または構造的な影響を含む必要がある。

本債券では、2024年7月の判定時点において SPTs のいずれかが未達の場合、2024年12月利払いより+0.10%（予定）のクーポンステップアップが行われる。

### SLBP 3

KPI の定義および SPT(計算方法を含む)と SLB の財務的および/または構造的特性の変動の可能性は、債券ドキュメンテーションに含まれるべきである。

本債券の KPI の定義及び SPTs の発行条件との連動可能性は、訂正発行登録書に明記される予定である。

### SLBP 3

SPT を満足のいく方法で計算したり観測したりすることができない場合のフォールバックメカニズムを投資家に説明すること。

発行体は、必要に応じて、債券ドキュメンテーションにおいて発生する可能性のある例外的事象(重要な M&A 活動を通じた周辺の著しい変化など)を考慮に入れるための用語、あるいは、KPI の計算、SPT の修正再表示、ベースラインまたは KPI の範囲の暫定的な調整に実質的な影響を及ぼしうる規制環境の劇的な変化を含む極端な事象を考慮に入れることができる。

芙蓉総合リースは、SPT①・②の達成後、期中において予期しえない状況により、再生可能エネルギー使用率 50%以上の維持が一時的に困難となった場合に、第三者評価機関からの限定的検証報告書を通じて、維持困難となった状況の説明と今後の改善策について開示する旨を、投資家に説明する予定である。

### SLBP 3

SLB には、市場にとってセンシティブと考えられる情報が含まれる可能性があるため、その情報の取扱いは適切に行われる必要がある。

SPT①・②の達成に向けた詳細な計画に含まれる機密情報は、非開示となる予定である。

## 6.3 レポーティング

### GL・SLL ガイドライン 3 【投資家への報告及び一般的開示】

- ① 発行体は、可能な場合には外部機関による ESG 格付等の SPTs の達成状況に関する最新情報を入手できるように、少なくとも 1 年に 1 回以上、投資家に報告するべきである。

芙蓉総合リースは、SPTs の進捗につき、発行後償還期間中にわたり年に 1 回、第三者評価機関から限定的検証報告書を取得し、同社ウェブサイト上で開示する予定である。2024

年7月までに達成した場合も、維持状況について年に1回限定的検証報告書を取得し開示する予定である。

#### GL・SLL ガイドライン 3 【投資家への報告及び一般的開示】

- ② 発行体は、サステナビリティ・リンク・ボンドであることを表明する場合には、SPTs に関する情報を一般に開示するべきである。

芙蓉総合リースは、本債券の SPTs に係る情報を開示する。

#### SLBP 4

SLB の発行体は以下の事項に係るレポーティングを公表すべきであり、容易に入手可能でアクセス可能としておくべきである：

- 適切な場合のベースラインを含む、選択した KPI の性能に関する最新情報
- SPT に対する実績、およびそのような影響が債券の財務上および/または構造上の特徴に及ぼす関連する影響およびタイミングをまとめ、SPT と比較した検証保証報告書
- 投資家が SPT の野心的水準を監視することを可能にするあらゆる情報(例えば、発行体の持続可能性戦略に関する情報の更新、または関連する KPI/ESG ガバナンスに関する更新、より一般的に KPI および SPT の分析に関連するあらゆる情報)

芙蓉総合リースは、SPTs の進捗につき、発行後償還期間中にわたり年に1回、第三者評価機関から限定的検証報告書を取得し、同社ウェブサイト上で開示する予定である。2024年7月までに達成した場合も、維持状況について年に1回限定的検証報告書を取得し開示する予定である。また、同社のサステナビリティ戦略全体については、統合報告書等により今後も開示していく予定である。

### 6.4 レビュー（外部機関によるレビュー）

#### GL・SLL ガイドライン 4-(1)

- ① 発行体は、サステナビリティ・リンク・ボンドのフレームワークに関し、上記1から3までに記載している事項に係る自らの対応について、客観的評価が必要と判断する場合には、外部機関によるレビューを活用することが望ましい。外部機関は、サステナビリティ・リンク・ローンの参加者に承認されなければならない。

芙蓉総合リースは、環境省のモデル創出事業に応募し、本債券に係るフレームワークについて第三者の意見を求めている。なお、本債券は公募債であるため、参加者による外部機関の承認については適合性確認対象外である。

#### GL・SLLガイドライン 4-(1)

- ⑤ 発行体が外部機関によるレビューを受けた場合には、結果に係る文書等について、投資家に報告するべきである。適切な場合には、外部機関によるレビューについて、ウェブサイト等を通じて一般に開示することが望ましい。

芙蓉総合リースは、環境省のモデル創出事業に係る本発行前報告書を、環境省のウェブサイト上で開示している。また、第三者評価機関から取得する限定的検証報告書を、同社ウェブサイト上で開示する予定である。

#### SLBP 5

発行体は、債券の最後の SPT トリガー事象に到達するまで、監査人や環境コンサルタントのような関連する専門家を有する外部評価者による、各 KPI に対する各 SPT のパフォーマンスレベルに対する独立した外部検証(例えば、限定的または合理的な保証)を、少なくとも年 1 回、また、いずれかの場合において、SLB の財務上および/または構造上の特性の潜在的な調整につながる SPT パフォーマンスの評価に関連する日/期間について、必要に応じて、求めるべきである。

芙蓉総合リースは、SPTs の進捗につき、発行後償還期間中にわたり年に 1 回、第三者評価機関から限定的検証報告書を取得する予定である。2024 年 7 月までに達成した場合も、維持状況について年に 1 回限定的検証報告書を取得する予定である。

#### SLBP 5

SPT に対する実績の検証は、公表されるべきである。

芙蓉総合リースは、第三者評価機関から取得する限定的検証報告書を、同社ウェブサイト上で開示する予定である。

## 7 適合性確認機関

本適合性確認等業務の全体管理・統括は株式会社日本格付研究所が務め、また業務を効率的に進めるため、イー・アンド・イー ソリューションズ株式会社がその専門性を踏まえて実務を分担し、効率的かつ効果的な業務の遂行に努めた。

- 株式会社日本格付研究所  
<https://www.jcr.co.jp/>
- イー・アンド・イー ソリューションズ株式会社  
<http://www.eesol.co.jp>

## 確認資料リスト

- ・ 芙蓉リースグループ 統合報告書 2020
- ・ 芙蓉総合リース株式会社 ウェブサイト  
<https://www.fgl.co.jp/index.html>